

## ◎入札公告

公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程第43条の規定に基づき、一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

公益財団法人茨城県教育財団 理事長 森作 宜民

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
埋蔵文化財発掘調査用仮設事務所及び事務用備品等賃貸借契約
- (2) 賃貸物品及び数量  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 賃貸物品の特質等  
賃貸物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。
- (4) 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 納入場所  
「仮設事務所等使用予定場所・予定数量」のとおり（詳細は、別途指示）

### 2 担当公所

〒310-0911  
茨城県水戸市見和1丁目356番地の2  
(公財)茨城県教育財団 埋文企画管理課  
電話：029-225-6587 FAX：029-225-6573

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (5) 賃借物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (8) その他、入札説明書に定める要件を満たす者であること。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達に係る資料の提出及び入札は、紙媒体により行う。

### 5 入札説明書の閲覧及び質問

- (1) 期間  
入札公告の日から令和8年3月24日（火）までの9時から16時まで。  
ただし、茨城県の休日（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。
- (2) 場所  
茨城県水戸市見和1丁目356番地の2 （公財）茨城県教育財団本部 事務室
- (3) 質問方法  
設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面をファクシミリにより送信し、送信した際は必ず電話にて着信確認を行うこと。なお、回答は（公財）茨城県教育財団のホームページで閲覧に供する。

- ・質疑受付期間：令和8年3月17日（火）から令和8年3月23日（月）10時まで（休日を除く）
- ・書面の提出先：2の担当公所に同じ
- ・回答閲覧期間：令和8年3月23日（月）から令和8年3月24日（火）まで

## 6 入札参加資格等の確認

この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、次のとおり郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3（3）から（7）に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### （1）提出期限

入札公告の日から令和8年3月23日（月）17時まで必着（休日を除く。）

確認申請書等の一部又は全部について、郵送する場合の手続きについては、入札説明書による。

### （2）提出先

2の担当公所に同じ。

### （3）受付通知及び結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年3月24日（火）12時までに証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 7 入札執行（開札）日時及び場所

### （1）日時

令和8年3月25日（水）11時から

入札後、直ちに開札する。

### （2）場所

（公財）茨城県教育財団本部 分室

## 8 入札保証金及び契約保証金

### （1）入札保証金

免除

### （2）契約保証金

免除

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

（2）入札参加資格がない者がした入札

（3）入札書に記載すべき事項に不備（記名押印を欠く、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である、首標金額を訂正した入札書を提出するなど）があったとき

（4）入札書をファクシミリ、メール等にて提出したとき

（5）虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

（6）入札に参加しない者の入札

（7）同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

（8）一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

（9）その他、この公告に示す条件に反した者がした入札

## 10 落札者の決定方法等

（1）公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程第41条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。入札回数は2回までとする。2回とも落札者がいないときは、2回目の入札における最低価格入札者を随意契約の相手方として、見積合せを行う。なお、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（2）落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

- 11 入札の辞退  
競争入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届に辞退する旨を記載押印し、2の担当公所へ郵送又はファクシミリにより入札日時までに提出すること。
- 12 契約書作成の要否
  - (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
  - (2) 契約書は2通作成し、双方1通を保管する。
  - (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 13 詳細は入札説明書による。
- 14 その他
  - (1) 天災等が原因で入札及び開札が行えない場合は、入札及び開札の延期措置を講ずるものとする。なお、入札・開札の延期の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
  - (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
  - (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。